

歴史まちづくり法制定の背景

都市・地域整備局 公園緑地・景観課

歴史的風致とは

地域における固有の歴史および伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物およびその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義（法第1条）されており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。

歴史的風致が失われる現状

維持管理に多くの費用と手間がかかること、所有者の高齢化や人口減少による担い手不足などにより、全国各地で町家などの歴史的な建造物が急速に滅失し、良好な歴史的風致が失われつつあります。



景観にそぐわない近代的なビルが建設され、歴史的風致が損なわれている



町家が壊され、空き地が目立ち歴史的風致が損なわれている

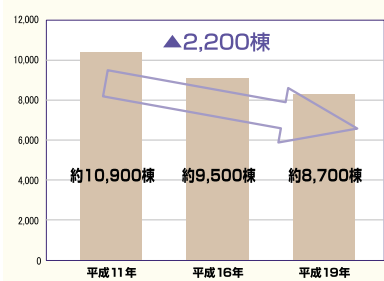


図1 金沢市のまちなかの例

8年間に、約2,200棟（全体の約20%）の歴史的建造物が失われている。
※出典：金沢市資産税課（H19）

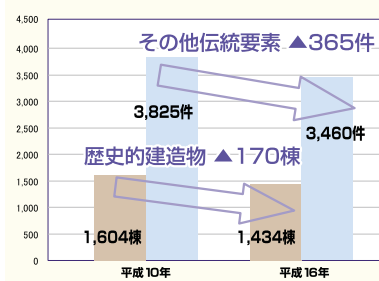


図2 萩市旧城下町地区の例

6年間に170棟（約10.6%）の歴史的建造物が失われ、その他伝統要素（塀、垣等）では、365件（約10%）が失われている。
※出典：九州大学大学院芸術工学研究院環境計画部門（H16）

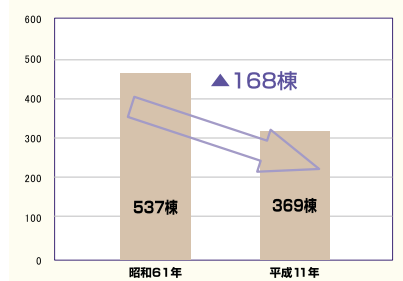


図3 台東区の例

13年間に、168棟（約31.3%）の住宅・店舗兼住宅などの戦前の住まいが失われている。
※出典：東京芸術大学・台東区（H14）

法制定の背景

これまで我が国の歴史的なまちなみの保全については、古都保存法、文化財保護法、景観法、都市計画法などに基づき制度がありました。

しかしながら、

- ・ 古都保存法は、その対象を京都、奈良、鎌倉など10都市のみの古都に限定され、さらにその周辺における自然的環境に限定していること
- ・ 文化財保護法は、文化財の保存・活用を図るためのものであり、文化財の周辺環境の整備を直接の目的としているものではないこと

・ 景観法や都市計画法は、規制措置を中心としており、歴史的な建造物の復原などの歴史的な資産を活用したまちづくりへの積極的な支援措置がないこと

といった限界がありました。

そこで、全国の市町村を対象に、歴史まちづくりの実施に携わる「まちづくり行政」と「文化財行政」の連携により、「歴史的風致」を後世に継承するまちづくりを進めようとする取組みを国が支援する新たな制度として、文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省の共管の法律である「歴史まちづくり法」が制定されました。